

水道料金等の「モバイル決済」導入について（報告）

令和 2 年 4 月 1 日から、水道料金等の支払方法として、スマートフォンなどを利用した「モバイル決済」を導入します。これは、お客さまサービスの向上を図ることを目的とするものです。

記

1 導入するサービス

(1) LINE Pay（ラインペイ）

「LINE」アプリに搭載されているサービスで、請求ハガキのバーコードを読み込むことでチャージされた残高から支払いができます。1 回あたりの利用上限額は 49,999 円です。

(2) Pay Pay（ペイペイ）

「Pay Pay」アプリから請求ハガキのバーコードを読み込むことでチャージされた残高から支払いができるサービスです。1 回あたりの利用上限額は 300,000 円です。

(3) Pay B（ペイビー）

「Pay B」アプリから請求ハガキのバーコードを読み込むことでアプリに登録した金融機関口座から即時決済されるサービスです。1 回あたりの利用上限額は 300,000 円です。（利用可能金融機関：みずほ銀行、りそな銀行、ゆうちょ銀行、じぶん銀行、ジャパネット銀行、イオン銀行等）

(4) 楽天銀行コンビニ支払サービス（楽天ペイではありません。）

「楽天銀行」アプリに搭載されているサービスで、請求ハガキのバーコードを読み込むことで楽天銀行口座から即時決済されるサービスです。1 回あたりの利用上限額は 300,000 円です。

2 取扱開始日

令和 2 年 4 月 1 日

3 対象となるもの

- (1) 水道料金・下水道使用料納入通知書（下水道使用料については米子市のみ）
- (2) 水道料金・下水道使用料未納のお知らせ（下水道使用料については米子市のみ）
- (3) 水道料金督促状

4 広報について

- (1) 水道局ホームページ掲載（令和2年3月初旬予定）
- (2) 令和2年4月号の各市、村広報誌掲載（令和2年3月中旬以降配布予定分）
- (3) 納入通知書等のおもて面への印字（令和2年4月発送分から）

5 利用上の注意事項について

- (1) このサービスを利用した場合、領収書の発行はされません。領収書が必要な方は、従来どおり金融機関又はコンビニエンスストアで支払いいただく必要があります。
- (2) このサービスを利用した場合、領収印のない納入通知書等がお客さまの手元に残ります。料金の二重支払いに注意が必要です。
- (3) このサービスを利用する際、納入通知書等に印刷されているバーコードを読み込みます。納入期限の取り扱いはコンビニエンスストアと同じになります。
- (4) アプリケーションのダウンロード及び利用による通信料は、お客さまの負担となります。
- (5) このサービスを利用するためには、スマートフォン、タブレット端末等、外部通信が可能で、且つ、専用アプリケーションが動作する環境が必要です。
- (6) 水道局発行の水道料金等の納入通知書等のみ利用できます。
- (7) 修繕工事費については、このサービスを利用できません。